

## 伝工品で彩る魅力体感支援事業業務委託の質問に対する回答

### Q1. 商談会の期間について

仕様書内、4 業務内容＞商談会の概要の部分で、

『②期間 令和8年7月～令和8年9月までの期間中、2カ所以上かつ3日間以上』  
と記載がありますが、7月～9月の時期というのは何か理由があって設定をされていますか。理由について教えていただきたいです。

A1. 本事業は、商談会により購入いただいた伝統的工芸品を宿泊施設に設置していただくことで、宿泊施設に訪れた来県者や県民の方に伝統的工芸品の魅力を伝えることを目的としております。

商談会で購入いただいた伝統的工芸品の納品から施設への設置までの期間および実際に来県者や県民の方に宿泊施設で使用していただく期間を考慮して、7月～9月と設定しております。